

受援計画に関する国内の取組み事例

1 受援計画に係る取組みの背景

表 1 受援計画に係る取組みの背景

法律等	受援に関する記載等
災害対策基本法	<p>○従来、災害応急対策業務に係る地方公共団体間の応援について、i) 被災した市町村の長が、<u>他の市町村の長に対して災害応急対策についての応援を求めること</u>、ii) 被災した都道府県の知事が<u>他の都道府県の知事に対して消防、救助等の応急措置についての応援を求めることができる</u>とされていた。</p> <p>○また、都道府県知事が当該都道府県の区域内の市町村長に対して、i) 応急措置の実施について指示すること、ii) <u>他の市町村長を応援すべき</u>ことを指示することができることとされていた。</p>
防災基本計画 (平成 20 年 2 月)	<p>○国、公共機関及び地方公共団体は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において<u>相互応援の協定</u>を締結する等、平常時より連携を強化しておくこととされていた。</p>
防災基本計画の修正 (平成 23 年 12 月)	<p>○相互応援協定に関して、地方公共団体の相互応援協定について、同時被災防止の観点から遠方に所在する地方公共団体との締結も検討することが追加され、また、24 年 9 月の同計画の修正において、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう相互応援協定を締結し、それぞれにおいて後方支援基地として位置付ける等、必要な準備を行うことが追加された。</p> <p>○応援計画・受援計画の策定に関しては、地方公共団体及び防災関係機関に対して、<u>防災業務計画や地域防災計画等に</u>応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めることとされ、i) <u>応援先・受援先の指定</u>、ii) <u>応援・受援に関する連絡・要請の手順</u>、iii) <u>災害対策本部との役割分担・連絡調整体制</u>、iv) <u>応援機関の活動拠点</u>、v) <u>応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等</u>について必要な準備を整えることが追加された。</p>
「防災・減災対策等の推進に係る留意事項について」 (平成 24 年 2 月 1 日付け消防災第 23 号等)	<p>○東日本大震災を踏まえた地震・津波対策等に関する地域防災計画の見直しに関して、i) <u>受援計画について、より具体的、実践的なもの</u>となるよう十分留意すること、ii) 広域防災応援体制に関して、近隣市町村のみならず、都道府県の区域を越えた地方公共団体間における相互応援協定の締結などにより、<u>広域応援について円滑に実施できる体制</u>とするよう要請している。</p>
災害対策基本法の改正 (平成 24 年 6 月)	<p>○災害が発生した場合において、これまで応急措置に限られていた地方公共団体間の応援の対象を災害応急対策に拡大する規定が追加され、さらに、災害が発生した都道府県の知事が、他の都道府県の知事に<u>応援を要請する場合における国による調整規定</u>が追加されたほか、地方公共団体に対して、<u>地域防災計画の策定に当たり、災害が発生した場合において、当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができる</u>よう配慮すること、<u>災害予防として、円滑な相互応援の実施のために必要な措置を講ずるよう努める</u>ことが追加された。</p>
防災対策推進検討	<p>○i) 災害の規模や被災地のニーズに応じて<u>応援が円滑に行われるよう</u>、</p>

法律等	受援に関する記載等
会議最終報告 (平成 24 年 7 月 31 日)	応援先・受援先の決定、相互応援に関する災害協定の締結など、具体的な方策を各地方公共団体において構築すべきである、ii) 地方公共団体や防災関係機関は、 <u>防災業務計画や地域防災計画に受援計画を位置付け</u> 、応援に関する連絡・要請などの具体的手法も記載するなど、円滑な相互応援体制の確立を図るべきであるとされている。
消防庁防災業務計画の修正(平成 24 年 2 月及び同年 11 月)	○地域防災計画の作成の基準の一つとして記載されていた「 <u>広域防災応援</u> 」についての規定が、「 <u>広域防災応援及びその受入れ</u> 」についての規定に修正され、地域防災計画に定める「 <u>広域防災応援の受入れの迅速かつ円滑な実施に必要な事項</u> 」の例示として「 <u>応援受入手順</u> 」の追加等が行われた。

注)「震災対策の推進に関する行政評価・監視－災害応急対策を中心として－結果に基づく勧告(総務省、平成 26 年 6 月)」の記載を基に整理した。

2 地方公共団体における受援計画の策定状況

「震災対策の推進に関する行政評価・監視～災害応急対策を中心として～勧告(概要)(総務省、平成 26 年 6 月)」によると、平成 25 年 3 月末における受援計画を策定済の地方公共団体は、調査対象とした都道府県の約 4 割、市町の 1 割強となっている。

① 地方公共団体の広域的な協力体制の構築

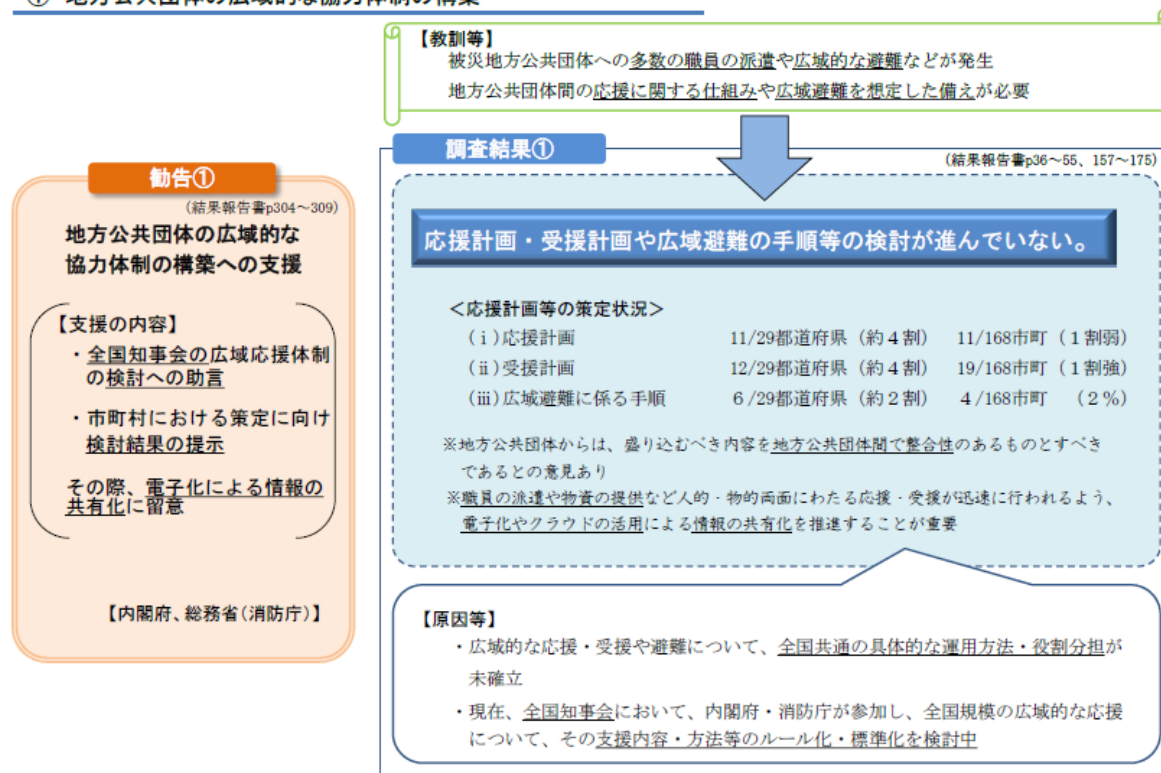


図 1 地方公共団体における受援計画の策定状況

出所)「震災対策の推進に関する行政評価・監視～災害応急対策を中心として～勧告(概要)(総務省、平成 26 年 6 月)」
http://www.soumu.go.jp/main_content/000298444.pdf

3 受援計画の内容

国内における受援計画を見ると、大きく以下の2つのタイプに分類される。

- ①一般的なタイプ
- ②神戸市タイプ

3.1 一般的なタイプ

- ・ 緊急消防援助隊（消防）や広域緊急援助隊（警察）、DMAT（医療）、自衛隊、物資調達（自治体連携等）等の公的機関からの受援を対象として、i）応援先・受援先の指定、ii）応援・受援に関する連絡・要請の手順、iii）災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、iv）応援機関の活動拠点、v）応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等を定めている。
- ・ 記載内容（様式等を含め）の多くは、従来の地域防災計画等でも整理されており、受援に特化した再整理や新たな事項の追加を行っている。
- ・ このタイプでは、個々の業務レベルに注目するのではなく、応援側となる公的機関等の各主体や内容に注目して、主体等の別に受援のフレームワークを定めている。

目次

第1章 総論	1	(1) 緊急消防援助隊の活動に必要な場所の指定	14
1 計画の目的	1	(2) 緊急消防援助隊が被災地へ移動する際に必要な次の施設等を明示した地図の作成	15
2 計画の位置づけ	1	3 応援要請	
3 基本的な考え方	1	(1) 知事への応援要請	15
4 本県の受援体制	1	(2) 消防庁長官への応援要請	15
(1) 県災害対策本部	1	(3) 緊急消防援助隊の応援決定通知	15
(2) 消防応援活動調整本部	2	4 活動体制の確立	
5 拠点施設	2	(1) 代表消防機関等	15
6 災害対策本部等の活動		(2) 指揮体制及び連絡体制	16
(1) 県災害対策本部	3	(3) 使用無線	16
(2) 県現地災害対策本部	3	5 緊急消防援助隊の受入れ	
(3) 市町村災害対策本部	4	(1) 調整本部の設置	16
7 活動内容の調整		(2) 進出拠点	17
(1) 広域応援に関する基本原則	4	(3) 迅速出動への対応	17
(2) 調整体制の構築	4	6 消防活動	
(3) 事態の推移に応じた体制の構築	5	(1) 緊急消防援助隊の運用調整	18
8 応援活動体制の確保		(2) 情報収集及び報告	18
(1) 拠点の確保	5	(3) 消防活動の指揮	18
(2) 通信・連絡手段の確保	6	(4) 緊急消防援助隊の増強要請	18
(3) 進入ルートの調整	7	(5) 部隊移動	18
(4) 広域応援部隊への情報提供	9	7 活動終了	19
第2章 警察災害派遣隊		第4章 自衛隊	
1 援助の要求	10	1 要請手続き	
2 派遣調整	10	(1) 連絡員の派遣依頼	20
3 援助の要求がない場合の派遣	10	(2) 災害対策本部内指揮・連絡所の設置	20
4 災害派遣隊の構成	10	(3) 市町村の派遣要請の把握	20
5 警察災害派遣隊の受入れ		(4) 派遣要請	21
(1) 受入体制	11	2 受入体制の確保	
(2) 主な任務	11	(1) 活動内容等の調整	22
6 活動拠点の確保等	12	(2) 資機材等の提供	22
(1) 活動拠点の確保	12	3 自衛隊の活動状況の確認	23
(2) 活動拠点の開設	12	4 撤収	23
7 部隊活動の指揮	12	第5章 医療救護活動	
8 部隊の転進等	12	1 用語の定義	24
9 資機材の提供等		2 事前の準備	
(1) 資機材、物資等	12	(1) 被災状況等の把握	25
(2) 燃料の補給	12	3 応援要請	
第3章 緊急消防援助隊		(1) DMA Tの派遣要請	25
1 用語の定義	14	(2) 救護班（医療チーム）等の派遣要請	26
2 事前準備		4 DMA T、救護班（医療チーム）等の受入れ	
(2) DMA Tの受入れ	27	(1) 派遣調整	27
(3) 救護班（医療チーム）等の受入れ	28		
5 被災地内医療活動の実施			
(1) DMA Tの活動内容	28		
(2) 救護班（医療チーム）等の活動内容	28		
6 広域医療搬送活動の実施			
(1) 広域医療搬送活動の概要	28		
(2) 航空搬送拠点臨時医療施設の運営	29		
(3) 傷病者の搬送手段	29		
7 救護班（医療チーム）等の活動体制の維持、活動の終了			
(1) DMA Tについて	30		
(2) 救護班（医療チーム）等について	30		
8 医薬品血液製剤の確保・受入			
(1) 医薬品	30		
(2) 血液製剤	30		
第6章 物資調達			
1 事前の準備			
(1) 物資調達に係る体制整備	31		
(2) 調達を必要とする物資の把握	31		
(3) 物資調達計画の調整	32		
(4) 義援物資の受入れ	32		
2 調達要請			
(1) 緊急調達の検討	34		
(2) 協定業者等からの調達	34		
(3) 国に対する応援要請	35		
3 集積場所の確保			
(1) 直送の原則	35		
(2) 受入拠点の確保	35		
(3) 民間倉庫の活用	35		
4 物資の輸送			
(1) 輸送手段	35		
(2) 自衛隊への緊急搬送の要請	36		
第7章 自治体の広域連携			
1 事前の準備			
(1) 情報伝達体制の確立	37		
(2) 応援の受入れ	37		
2 応援要請手続き			
(1) 九都県市	37		
(2) 関東地方知事会（1都9県）	38		
(3) 全国知事会	39		
		(1) 緊急消防援助隊の活動に必要な場所の指定	14
		(2) 緊急消防援助隊が被災地へ移動する際に必要な次の施設等を明示した地図の作成	15
		3 応援要請	
		(1) 知事への応援要請	15
		(2) 消防庁長官への応援要請	15
		(3) 緊急消防援助隊の応援決定通知	15
		4 活動体制の確立	
		(1) 代表消防機関等	15
		(2) 指揮体制及び連絡体制	16
		(3) 使用無線	16
		5 緊急消防援助隊の受入れ	
		(1) 調整本部の設置	16
		(2) 進出拠点	17
		(3) 迅速出動への対応	17
		6 消防活動	
		(1) 緊急消防援助隊の運用調整	18
		(2) 情報収集及び報告	18
		(3) 消防活動の指揮	18
		(4) 緊急消防援助隊の増強要請	18
		(5) 部隊移動	18
		7 活動終了	19
		第4章 自衛隊	
		1 要請手続き	
		(1) 連絡員の派遣依頼	20
		(2) 災害対策本部内指揮・連絡所の設置	20
		(3) 市町村の派遣要請の把握	20
		(4) 派遣要請	21
		2 受入体制の確保	
		(1) 活動内容等の調整	22
		(2) 資機材等の提供	22
		3 自衛隊の活動状況の確認	23
		4 撤収	23
		第5章 医療救護活動	
		1 用語の定義	24
		2 事前の準備	
		(1) 被災状況等の把握	25
		3 応援要請	
		(1) DMA Tの派遣要請	25
		(2) 救護班（医療チーム）等の派遣要請	26
		4 DMA T、救護班（医療チーム）等の受入れ	
		(1) 派遣調整	27

目次

資料編

<総論>

1-1

県災害対策本部の主な活動場所

ア 本庁

イ 出先

1-2

拠点施設の一覧

ア 進出拠点

イ 活動拠点

ウ 災害拠点病院

エ 広域医療搬送拠点

オ 広域物資拠点

カ 広域防災活動備蓄拠点

1-3

緊急交通路指定想定路線一覧

1-4

ヘリポート

1-5

ヘリコプター臨時離着陸場一覧（県指定）

1-6

物資受入れ港

<緊急消防援助隊>

2-1

緊急消防援助隊応援要請系統図

2-2

指揮体制及び連絡体制

ア 受入時

イ 消防活動時

2-3

緊急消防援助隊進出拠点一覧（県指定）

2-4

緊急消防援助隊関係連絡先

ア 消防庁

イ 連絡調整担当

ウ 関東ブロック代表消防機関

2-5

代表消防機関・同代行一覧

2-6

主な様式

ア 緊急消防援助隊応援要請連絡表（様式1-1～3）

イ 緊急消防援助隊応援決定連絡表（様式1-4）

ウ 緊急消防援助隊部隊移動（様式4-2、3、7、8）

エ 緊急消防援助隊活動報告（別記様式6-1）

<自衛隊>

3-1

【例文】災害派遣について（要請）

3-2

【例文】災害派遣の撤収について（要請）

3-3

市町村別災害派遣部隊一覧

3-4

自衛隊の災害派遣態勢

<九都県市>

4-1

応援要請書

<関東地方知事会>

（以下、省略）

図2 受援計画の目次例（神奈川県）

出所）神奈川県災害時広域受援計画（平成26年3月）

目次	
<はじめに>	
<広域受援計画>	
I 基本的な事項	
1 基本的な考え方	3
2 受援の際の基本的業務	3
3 調整会議	3
4 応援拠点等の指定	4
5 経費負担	4
6 その他	4
II 広域緊急援助隊・緊急消防援助隊・自衛隊等の受援に関する計画	
1 要旨	7
2 各機関の主な役割	8
3 大規模災害発生直後の各省庁への要請等の手続	9
4 応援部隊の活動拠点の確保	11
5 応援部隊を活動拠点へ誘導するための情報提供	11
6 応援部隊への支援	12
(市町村の活動拠点候補地)	13
III 物資の受援に関する計画	
1 要旨	24
2 物資調達概要	25
3 物資調達に関する県及び市町村の活動	26
4 中部9県1市等に対する応援要請	27
5 国に対する応援要請	27
6 義援物資の取扱	27
(岐阜県広域物流拠点「一時集積配分拠点」)	29
IV 県広域防災拠点について	
1 県広域防災拠点の指定について	37
2 その他活用が可能な県有施設	43
3 災害時応援協定に基づき活用が可能な施設	44
<u>チェックリスト&様式集</u>	
○応援部隊の活動拠点として活用する場合のチェックリスト	46
○物資の集積拠点として活用する場合のチェックリスト	47
○ <u>様式1</u> 活動拠点・一時集積配分拠点開設チェックリスト	49
○ <u>様式2</u> 活動拠点・一時集積配分拠点開設報告書	50
○ <u>様式3</u> 事務引継書	51
V 東海地震対策について	52
VI 東南海・南海地震対策について	54

図 3 受援計画の目次例（岐阜県）

出所）岐阜県災害時広域受援計画（平成27年2月改訂版）

1. 広域防災拠点受援計画について	1
1.1 計画策定の目的	1
1.2 国、他都道府県、市町村との連携	1
1.3 東南海・南海地震等大規模災害が発生した場合の対応	1
1.4 応援機関との調整	2
1.5 広域防災拠点の通信確保	2
1.6 応援要員等への後方支援	3
2. 広域防災拠点について	3
2.1 広域防災拠点の開設	3
2.2 広域防災拠点の運営	5
2.3 広域防災拠点の活動要領	8
3. 広域防災拠点の活動内容について	14
3.1 災害医療活動に係る計画	14
3.2 救援物資等に係る計画	22
3.3 輸送活動に係る計画	28
4. 資料	29
4.1 応援部隊の受入に係る活動及び要請等	29
4.2 広域防災拠点の運営に必要な資機材等について	32
4.3 市町村との連携について（地域防災拠点・物資集積拠点）	44
4.4 災害時におけるヘリコプター発着予定地	57
4.5 和歌山県災害拠点病院	64
4.6 和歌山県災害支援病院	65
4.7 和歌山県救急告示医療機関一覧	66
4.8 企業等との防災協定	68
4.9 広域防災拠点要員名簿	69
4.10 緊急輸送道路図	74

図 4 受援計画の目次例（和歌山県）

出所）和歌山県広域防災拠点受援計画（平成24年4月）

目 次	
目 次	
Ⅲ 物資調達に係る計画	
<p><広域受援計画></p> <p>◎ 基本方針 1</p> <p>I 救助活動、消火活動等に係る計画</p> <p>1 要旨 6</p> <p>2 救助活動、消火活動等 6</p> <p>(1) 県及び市町の活動概要 6</p> <p>(2) 東海地震発生後の救助・救急関係省庁への要請等の手続 8</p> <p>(3) 活動拠点へ誘導するための情報提供 11</p> <p>(4) 緊急輸送活動 11</p> <p>(5) 航空管制等 12</p> <p>(6) 活動拠点の確保及び開設準備・活動状況の報告 12</p> <p>II 医療活動に係る計画</p> <p>1 要旨 13</p> <p>2 広域医療搬送活動 13</p> <p>(1) 広域医療搬送活動の概要 13</p> <p>(2) 県、市町及び医療機関の活動概要 14</p> <p>(3) 広域医療搬送活動の実施 16</p> <p>(4) 広域搬送拠点の運営 17</p> <p>(5) 広域搬送拠点までの患者搬送 18</p> <p>3 非被災都道府県からの救護班の受入 19</p> <p>(1) 救護班受入活動の概要 19</p> <p>(2) 全国知事会に対する応援要請 19</p> <p>(3) 県、市町及び医療機関の活動概要 19</p> <p>III 物資調達に係る計画</p> <p>1 要旨 21</p> <p>2 物資調達 21</p> <p>(1) 物資調達の概要 21</p> <p>(2) 県及び市町の活動概要 22</p> <p>(3) 緊急物資の搬送 23</p> <p>(4) 港湾を使用した緊急物資の搬送 24</p> <p>(5) 空港を使用した緊急物資の搬送 24</p> <p>3 義援物資の取扱 25</p> <p>IV 輸送活動に係る計画</p> <p>1 要旨 26</p> <p>2 緊急輸送ルートの概要 26</p> <p>(1) 陸上輸送ルート 26</p> <p>(2) 航空基地から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート 27</p> <p>(3) 防災拠点港湾及び防災港湾から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート 27</p> <p>3 県の活動概要 27</p> <p>(1) 道路を使用する場合 27</p> <p>(2) 航空基地を使用する場合 28</p> <p>(3) 港湾を使用する場合 29</p>	
<p><広域受援計画活動要領></p> <p>◎ 概要 30</p> <p>I 救助活動、消火活動等に係る要領</p> <p>1 要旨 31</p> <p>2 警察庁の応援活動 31</p> <p>3 防衛省の応援活動 37</p> <p>4 消防庁の応援活動 48</p> <p>5 海上保安庁の支援活動 71</p> <p>II 医療活動に係る要領</p> <p>1 要旨 76</p> <p>2 医療チーム及び救護班の生活維持 76</p> <p>3 非被災都道府県からの保健師の受入 77</p> <p>4 広域医療搬送活動に係る情報ルート等 78</p> <p>III 物資調達に係る要領</p> <p>1 要旨 88</p> <p>2 物資の需給見込 88</p> <p>IV 輸送活動に係る要領</p> <p>1 要旨 93</p> <p>2 輸送活動に係る緊急輸送ルート等 93</p>	

図 5 受援計画の目次例（静岡県）

出所）東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画（平成 21 年 5 月修正）

目 次

第1編 受援計画編	
第1章 総則	1-1
第2章 組織	1-3
第3章 都道府県による応援	1-5
第4章 市町村応援職員の受入れ	1-9
第5章 義援物資の受入れ	1-12
第6章 防災ボランティアの受入れ	1-14
第7章 海外からの支援の受入れ	1-16
第2編 応援計画編	
第1章 総則	2-1
第2章 組織	2-2
第3章 職員の県外派遣	2-4
第4章 市町村等との連携	2-7
第5章 職員の県内派遣	2-8
第6章 義援物資の送付	2-10

図 6 受援計画の目次例（岩手県）

出所) 岩手県災害時受援応援計画（平成 26 年 4 月）

緊急消防援助隊新潟市受援計画目次

第1章 総則	
1 目的	1
2 用語の定義	1
第2章 応援要請の手続き	
1 応援要請要領	2
2 応援要請時の主な連絡先	3
3 情報連絡方法	3
第3章 指揮体制及び通信運用	
1 指揮命令体制	3
2 無線運用体制	5
第4章 応援部隊の活動等	
1 緊急消防援助隊の進出拠点及び到達ルート	6
2 進出拠点への連絡体制	6
3 指揮支援部隊長等への対応	6
4 ヘリコプター離着陸可能場所	6
5 燃料補給体制	6
6 水利状況	6
7 補給体制	6
8 野営可能場所	6
9 資機材の提供	7
10 救急医療機関	7
11 地理の情報	7
12 緊急消防援助隊の活動終了	7
第5章 その他	
1 緊急消防援助隊活動経費の負担	7
附 則	

図 7 受援計画の目次例（@@@）

出所) 緊急消防援助隊新潟市受援計画（平成 19 年 4 月）

3.2 神戸市タイプ

- ・神戸市災害受援計画では、緊急業務や経常業務を対象として、業務ごとに受援の適・不適を各部署と共に判断して「支援を要する業務（緊急業務 118 業務、経常業務 12 業務）を選定し、業務ごとに「受援シート」及び「業務フロー」を作成している。
- ・受援の相手先として、公的機関だけでなく、民間（一般ボランティア、専門職ボランティア、企業、NPO・NGO、地域住民等）も候補としている。
- ・業務レベルだけでなく、受援で全庁的に中心的な役割を果たす「応援受入本部」の設置や、職員の研修等についても災害受援計画の中で記載している。また、過去の教訓に基づき、「費用負担」に係る基本的な考え方も記載している。

神戸市災害受援計画（概要版）

1. 総則

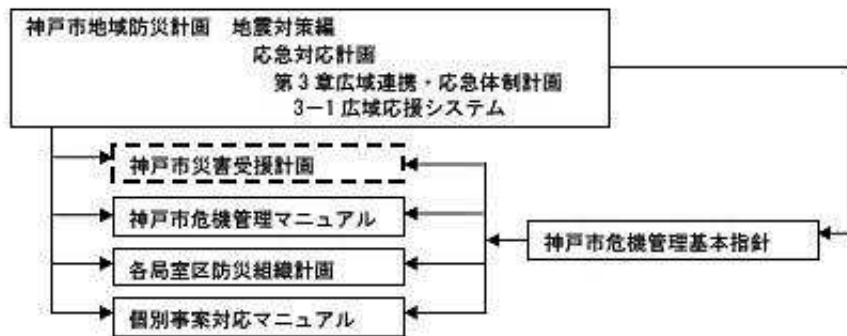
1-1 計画の目的

本計画は、阪神・淡路大震災と東日本大震災時に受援側及び支援側として得た経験と教訓をもとに、支援を要する業務や受入れ体制などを事前にかつ具体的に定め、予め「受援計画」としてまとめることで、大規模災害時に、市みずからの行政機能だけでは対応できない事態に他の自治体や機関など多方面からの支援を最大限活かすことを目的としている。

1-2 計画の位置づけ

(1) 地域防災計画との関係

受援計画は地域防災計画の下位計画として、地域防災計画に定められている業務の進め方を前提に、応援を受ける業務を対象として、それぞれのフロー等を「応援要請」「応援受入」「応援終了」という流れを中心に具体的に定め、地域防災計画から独立した計画として策定した。



(2) 関西広域連合との関係

関西広域連合では、大規模広域災害発生時における応援要請の集約、配分等の全体調整や関係機関・団体との連絡調整などの手引きとなる「関西広域応援・受援実施要綱」を平成24年度に策定した。この要綱では、①応援要員の派遣、②物資及び資機材の供給、③避難者及び傷病者の受入等の応援・受援を行う際の標準的な体制や活動の内容・手順等が定められている。

神戸市としては、被災住民に直接対応して業務を担う市町の立場で、応援を受ける側のより具体的な計画として受援計画を策定した。

1-3 計画の対象

本計画では、神戸市地域防災計画が対象としている自然災害（地震・風水害）及び大規模事故等を対象として、まずは地震について計画を策定することとした。その中で地震の想定は、阪神・淡路大震災クラスの直下型地震とした。

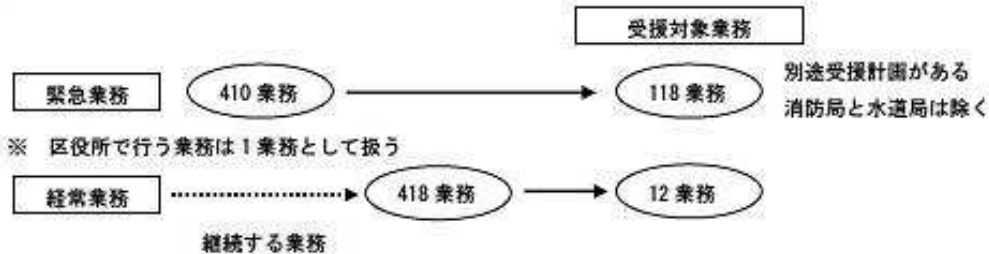
また、対象期間は、混乱が予想される発災時から1か月を目安とし、復興期がピークとなる業務についても、1か月以内にスタートする業務については、計画の対象とした。

1-4 計画の発動時期

他の自治体から先遣隊が派遣されてくることも想定して、「市内で震度6弱以上の地震発生」の場合には、計画を自動的に発動することとし、「市内で震度5（強・弱）の地震発生」の場合には、災害対策本部本部会議で検討する。

1-5 受援対象業務の選定

本計画では、各部・区本部における受援対象業務として、地域防災計画に記載している災害時特有の緊急業務だけでなく、経常業務も含めている。特に経常業務については、全て洗い出し、それらの業務を3つに分類（①中止する業務、②各担当課で対応可能な業務、③支援を要する業務）する作業を行い選定した。



1-6 受援計画を構成する要素（4つの視点）

阪神淡路大震災で支援を受けた受援側の経験・教訓、東日本大震災で支援した支援側の経験・教訓などを踏まえて、受援計画を策定するにあたって以下の4つの視点を重視した。

(1) 情報処理

支援側が迅速かつ効果的に活動するためには、受援側からの情報提供が必要であるため、初動時において、各部・区本部は各所管の被害状況及び職員の被災状況等を速やかに災害対策本部に報告する。あわせて、それぞれの部署で完結できる業務についても報告する。

災害対策本部はこれらの情報を集約して関係自治体等に情報発信し、また各先遣隊に情報提供する。さらに、個々の業務においては、会議・ミーティング・引継ぎ等を重要視することによって情報共有体制を確立する。

(2) 指揮調整

支援側がスムーズに活動を行うことができるよう、明確な指示を行うために、受援側に指揮命令系統を確立しておく必要がある。業務ごとに指揮命令者以外に受援に関する応援受入本部との調整や応援職員等に対する指示や連絡等を行う受援担当者を定めることとし、業務の継続性を維持するために指揮命令者、受援担当者それぞれ正副2名以上定めることとした。

また、受援担当者を中心として、支援者が高いモチベーションで活動できる環境づくりに努めることとした。

(3) 現場対応環境

実際の災害現場で活動するために必要な、拠点としての執務スペースの確保や、応援職員等が土地勘がなく業務に不慣れであっても対応できるように、地図（フリガナ付き）や資料、資機材、業務フロー、マニュアルなどを活用して活動体制を整備するとともに、市職員とペアで活動する体制作りも行う。

また、支援側は自己完結が原則となっているが、不可能な場合もあるので、支援側に携行を要請する品目をリストアップしておく一方で、必要最低限の食料、飲料水、待機場所及び駐車場等は応援を要請した担当部で準備しておく。

なお、宿舎については、各部所管の施設を一元管理し、野営地や駐車場については、災害時空地管理システムを利用して必要とする担当部に割振りする。

(4) 民間との協力関係づくり

大規模災害時には、民間（ボランティア・NPO・企業等）の力を最大限活用し、行政と民間がお互いの得意分野を活かして役割分担することが効率的である。各部・区本部の業務において、その性質を考慮して民間に協力を得られる業務を選別（避難所運営、備蓄物資の搬出・運搬、廃棄物処理、仮設トイレの設置など）し、これに基づいて、被災者に対して効率的、効果的な対応を可能とするため、事前に協定等を結んだり、業務委託を行う。

1-7 応援受入本部

支援を受けるパターンとして次の3つが考えられる。①業務ごとの個々の協定や応援制度に基づき、担当する各部が直接応援要請する場合、②災害対策本部が協定等に基づき応援要請する場合、③他の自治体等からの自主的な応援（先遣隊派遣も含む）

このうち①については、各担当部が受入の窓口となり、②③については、災害対策本部が受入の窓口となるが、災害対策本部内の混乱を避け、受入を効率的に行えるよう、応援受入の総合的窓口として「応援受入本部」を災害対策本部内に設置し、外部からの問合せ先を明確にし、一元化する。

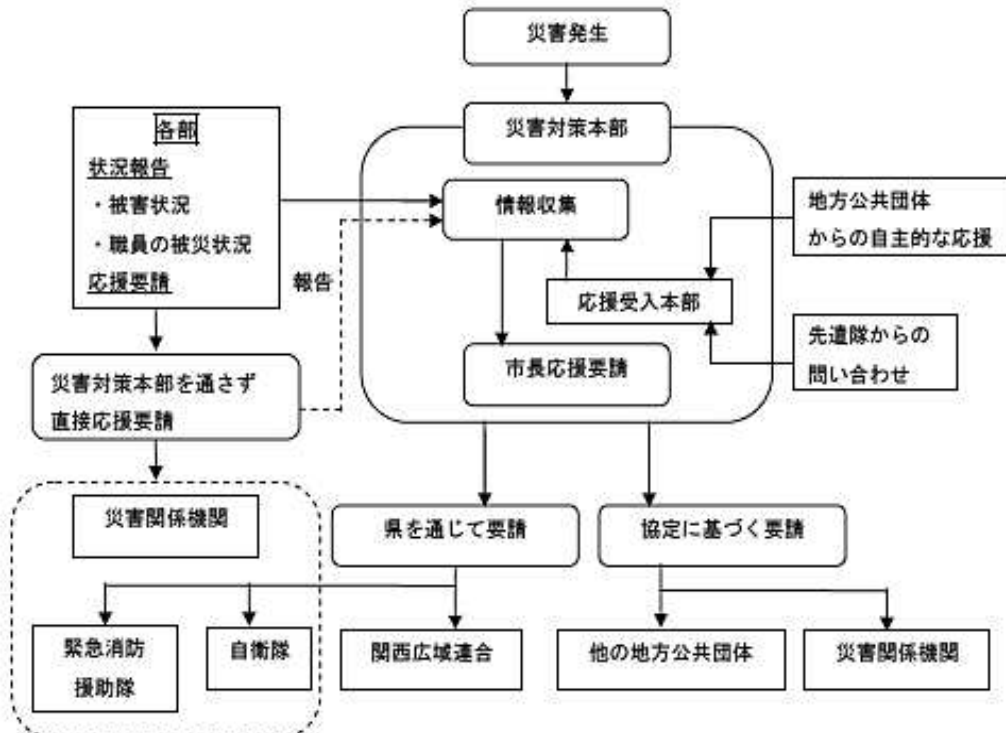
主な役割は以下のとおりである

- | |
|------------------------------------|
| ①応援自治体や企業・NPO等民間からの連絡を最初に受ける総合的な窓口 |
| ②担当部が不明確な業務について、関係する各部・区本部への取次ぎ |
| ③応援自治体・機関の「現地支援本部」との連絡調整 |

さらに、災害対策本部と連携して以下の役割がある

- | |
|----------------------------|
| ①定期的な全体調整会議の開催 |
| ②応援受入に伴う、業務間における調整 |
| ③各部・区本部からの要請に基づく応援要請 |
| ④宿舎・野営地など各部・区本部間における資源の調整 |
| ⑤被害状況及び応援に対するニーズの情報提供、情報発信 |

初動の応援要請の流れ



1-8 費用負担

協定に基づく応援の場合には、応援職員の旅費、応援物資の購入費、車両等の燃料費、機械器具類の輸送費等については、概ね被応援市町が負担することとされており、詳細はそれぞれの協定で定める通りとする。協定に基づかない自主的な応援の場合については、応援に要する費用をそれぞれの応援市町に負担を依頼する。

2. 対応計画（直下型地震編）

2-1 計画の内容

総則に基づき、支援を要する業務を迅速かつ効率的に対応するために、業務ごとに業務フローと受援シートを作成し、対応計画としてまとめた。支援を要する業務は、各局室区で確認した結果、緊急業務のうち「避難所運営業務」「被災建築物応急危険度判定」「義援金品関連業務」「り災証明書の発行業務」「被害家屋調査」など118業務と経常業務のうち「大規模小売店舗立地法」、「学校施設の管理・保全」など12業務のあわせて130業務とした。

ただし、消防局は「神戸市消防受援計画」、水道局は「神戸市水道局危機管理対策マニュアル」に基づいて対応する。

2-2 災害想定

阪神・淡路大震災クラスの直下型地震を災害想定として、震源地、発生時期、発生時間を平成7年の地震と同様にした。ただし、北区、垂水区、西区の区役所業務に関してのみ、東灘区～須磨区の被害（人的被害、建物被害）の平均値を被害想定とした。

2-3 職員の出勤率

阪神・淡路大震災の資料を基に当日（約40%）、2日目（約60%）、3日目（約70%）、9日目以降（約90%）とした。

2-4 受援シート

受援シートでは、支援を要する業務ごとに、受入れに必要な事項や支援する側に事前に知っておいてもらいたい事項などを記載したものである。記載している項目は、以下の通りである。

① 応援者の行う具体的な業務	⑦ その他必要資機材の有無
② 応援者に求める具体的な職種・必要資格・経験等	⑧ 業務の詳細な内容を定めたマニュアル
③ 情報収集・共有体制	⑨ 民間の受入れの可否
④ 正副の指揮命令者・受援担当者	⑩ 協定の有無
⑤ 執務スペースの有無	⑪ 連絡先や必要人数などの特記事項
⑥ 地図・資料の有無	

2-5 業務フロー

業務フローでは、受援体制を明確にするために、応援要請から応援受入、応援終了に至るまでのそれぞれの段階で必要な事項を確認するとともに、受援シートに記載されている項目をチェックリスト方式で確認できるようにした。

受援シート【作成例】

■緊急業務 □経常業務

ピーク時期

■ 初動対応期 ■ 応急対応期
□ 復旧復興初動期 □ 該当なし

神戸市地域防災計画
地震対策編 緊急対応計画 第12章

(業務名) 被災建築物応急危険度判定

(担当課) 都市計画総局安全対策課

応援者の行う具体的業務

被災建築物の応急危険度判定を行う。

応援者に求める

具体的な職種・必要資格

被災建築物応急危険度判定士として都道府県知事等の認定を受けた者。

I 情報処理活動

情報収集・共有体制

■会議・ミーティング
■朝礼・終礼

(その他)

(実施前) 被災状況、判定調査方法、判定調査区域等のガイダンス
(実施後) 判定結果、被災状況に関する新たな情報の共有

II 指揮調整体系

指揮命令者

(正) 安全対策課長

(副) 安全推進係長

受援担当者

(正) 建築指導部課長級・係長級
(副) 担当者

III 現場対応環境

執務スペース

□有 ■無 (検討中)
□無 (不要)

(場所)

地図・資料

■有 □無 (検討中) □ペア活動
□無 (不要)

(内容)

判定実施区域及び実施対象建築物の確認のため、住宅地図等を使用

その他資機材

■有 □無 (検討中)
□無 (不要)

(既存)

判定用資機材 (調査表、ステッカ一、マニュアル、腕章等)

(検討中)

被災状況によっては資機材の支援要請もあわせて行う

業務マニュアル (作成予定も含む)

①被災建築物応急危険度判定マニュアル ((財) 日本建築防災協会発行)

②神戸市被災建築物応急危険度判定 実施本部業務マニュアル

IV 民間との協力関係

民間の受入れ

□可 } □一般ボランティア
■一部可 } ■専門職ボランティア
□不可 } □企業 □NPO・NGO
□その他 (地域住民)

協定

■有
□無 (検討中)
□無 (不要)

協定の締結先 (検討中も含む)

近畿被災建築物応急危険度判定協議会 (兵庫県 (支援本部) から他自治体及び民間判定士へ協力要請)

その他特記事項

地震防災マップ (平成 17 年 2 月、内閣府発行) 「②地域の危険度マップ」危険度 5 以上 (地域内の建物の中で全壊が 10%以上) の区域を住宅地図と照合し、被害棟数 26,000 棟と算出。

判定士 2 名で 1 チーム、1 チーム 1 日あたり 15 棟判定を行う。

26,000 棟 ÷ 15 棟 × 2 人 = のべ約 3,500 人

【連絡先: 都市計画総局建築指導部安全対策課 322-5596 (内線 5122)、FAX322-6116 (内線 7616)】

業務フロー【作成例】

(被災建築物応急危険度判定－1)

スタート時期

- 初動対応期 応急対応期
- 復旧復興初動期 該当なし

受援シートに関する項目の確認

1. 業務実施に必要な情報の準備

- 被害状況の把握、情報収集
- 判定実施の場合、実施本部・判定拠点の設置
- 判定実施計画の策定（必要人数、期間、区域、資機材等の把握）

- 指揮命令者の確認
- 執務スペースの確保
- 地図・資料の確認
- その他資機材の確認
- 業務マニュアルの確認 ②-P2～6

2. 応援要請

- 応援要請の必要性を判断
- 応援要請を決定
- 判定実施計画に基づいて要請内容を確認し、兵庫県（支援本部）へ応援要請

- 応援者の行う具体的業務の確認
- 応援者に求める具体的な職種・必要資格の確認
- 受援担当者の確認
- 業務マニュアルの確認 ②-P6
- 協定の締結先の確認

3. 応援隊の活動環境の確保

- 兵庫県（支援本部）に応援内容（可能人数、資機材等）を問合せ
- 執務・作業スペース、資機材等の確保
- 宿舍、食料等の準備
- 実施本部・判定拠点までの交通手段の確認（必要に応じて駐車場等の確保）
- 実施本部・判定拠点から調査区域までの輸送等の手配

- 執務スペースの準備
- 地図・資料の準備
- その他資機材の準備
- 業務マニュアルの確認 ②-P7

4. 応援の受入れ

- 応援受付、名簿リスト作成
- 兵庫県（支援本部）に調達内容報告

- 応援者の行う具体的業務の確認
- 応援者に求める具体的な職種・必要資格（判定士登録証）の確認
- 業務マニュアルの確認 ②-P7～8

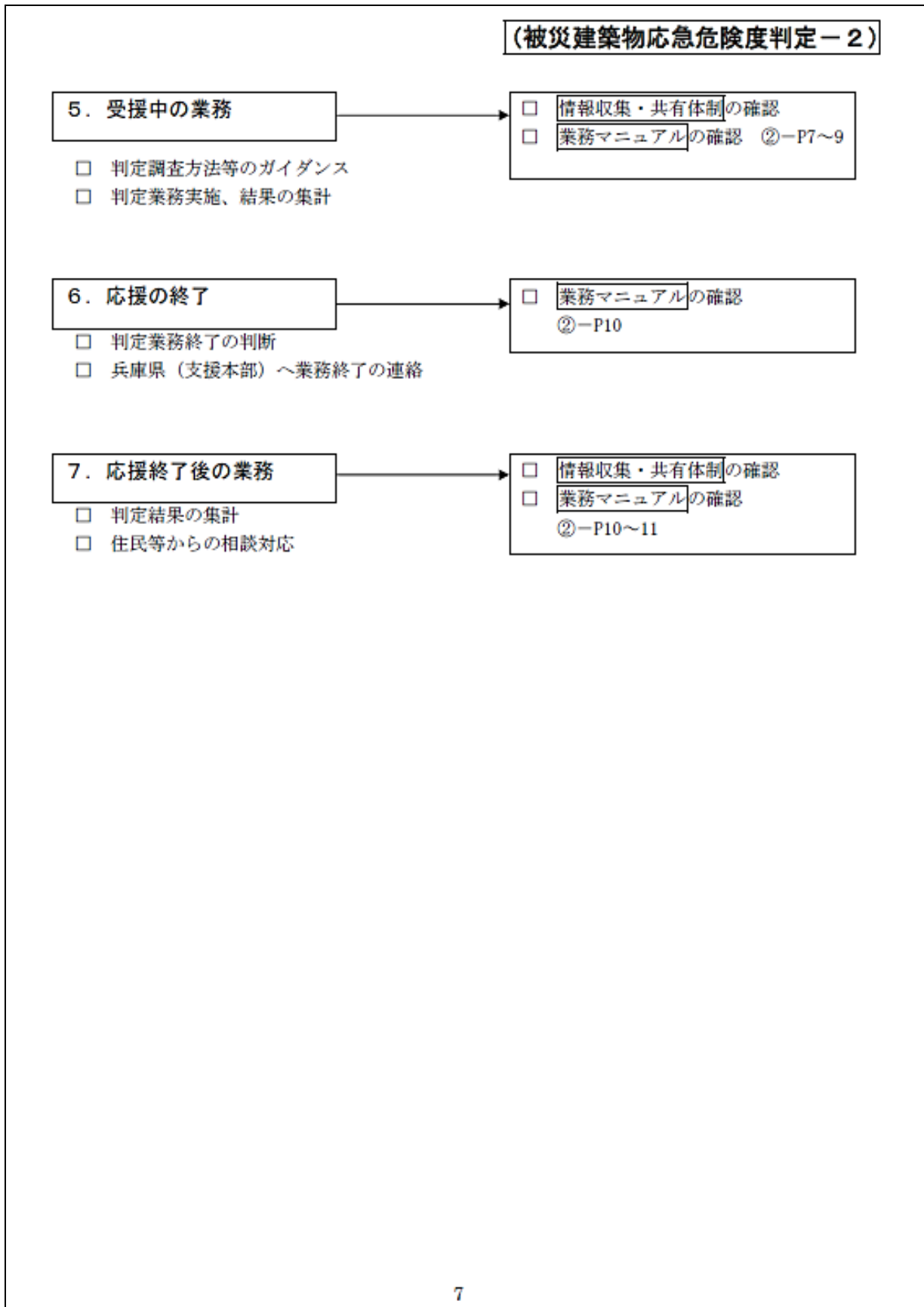


図 8 受援計画の概要（神戸市）

出所) 神戸市災害受援計画（概要版）（平成 25 年 3 月）

4 政府の「具体的な応急対策活動に関する計画（具体計画）」

平成 27 年 6 月 25 日に中林委員にヒアリングをした際に、災害廃棄物処理に係る各自治体の「不足量」と「支援余力」の突合をし、どのレベル（県内市町村間、都道府県間）の応援が必要となるかを事前に把握しておくことの必要性について指摘があった。

主要な巨大地震を対象として政府が作成する「具体的な応急対策活動に関する計画」では、食料等の物資や対応要員等に関して、想定する巨大地震が発生した場合の被害（政府の被害想定調査結果に基づく）を基に、各都道府県での「不足量」または「支援余力」を推計し（市区町村レベルでの推計を積み上げて算出）、受援側（進出拠点等も特定）と支援側の対応付けを行っている。

このため、広域的な受援と支援の突合に係る参考として、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」を対象として、「具体的な応急対策活動に関する計画」の概要を整理した。

4.1 具体的な応急対策活動に関する計画の位置づけ

参考として、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」の位置づけを以下に整理する。他の主要な巨大地震を対象とした計画も、同様の位置づけである。

この南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（以下「具体計画」という。）は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 4 条に規定する「南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成 26 年 3 月中央防災会議）第 4 章において作成するとされた災害応急対策活動の具体的な内容を定める計画であり、南海トラフ地震発生時に、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及びこれに基づく防災計画等と相まって、主に緊急災害対策本部並びに指定行政機関及び指定地方行政機関が行うべき地方公共団体に対する応援に関する事項を中心に、当該事項に関連して地方公共団体等が実施すべき役割等も含めて定めるものである。

出所) 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（全体）（平成 27 年 3 月 30 日、中央防災会議幹事会）

<http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/>

南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画の概要

救助・救急、消火等	医療	物資	燃料
◎重点受援県以外の37県の広域応援部隊の派遣(最大値) ・警察 : 1.6万人 ・消防 : 1.7万人 ・自衛隊 : 11万人 等 ◎航空機620機、船舶470隻	◎DMAT(登録数1,323チーム)に対する派遣要請、陸路・空路参集、ロジ支援、任務付与 ◎被災医療機関の継続・回復支援(人材、物資・燃料供給等) ◎広域医療搬送、地域医療搬送による重症患者の搬送	◎発災後4~7日に必要な救援物資を調達し、被災府県の拠点へ輸送 ・水 : 応急給水46万m ³ ・食料 : 7200万食 ・毛布 : 600万枚 ・おむつ : 480万枚 ・簡易トイレ等 : 5400万回 等	◎石油業界の系列を超えた供給体制の確保 ◎緊急輸送ルート上の中核SS等への重点継続供給 ◎拠点病院等の重要施設への要請に基づく優先供給

国は、緊急対策本部の調整により、被害の全容把握、被災地からの要請を待たず直ちに行動(プッシュ型での支援)

緊急輸送ルート、防災拠点

◎人員・物資の「緊急輸送ルート」を設定、発災時に早期通行確保

◎各活動のための「防災拠点」を分野毎に設定、発災時に早期に確保

後方支援

【被害規模の目安】

応援

重点受援県

静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県

具体計画のポイント

- ①人命救助に重要な72時間を意識しつつ、緊急輸送ルート、救助、医療、物資、燃料の各分野でのタイムラインと目標行動を設定(例: 24hで広域移動ルートを確認、広域応援部隊が順次到着、等)
- ②広域応援部隊、全国の応援DMATの派遣は、被害が甚大な地域(重点受援県10県)に重点化

具体計画の位置づけ

○南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第4条に規定する「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に基づき、南海トラフ地震の発生時の災害応急対策活動の具体的な内容を定める計画

○科学的に想定し得る最大規模の津波・地震(南海トラフ巨大地震)を想定して策定するもの。これよりも被害規模が小さい場合においても柔軟に対処できるよう、今後検討。

南海トラフ地震防災対策推進基本計画(抜粋 具体計画関連) (平成26年3月28日中央防災会議決定)

第4章 南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針

○南海トラフ地震が発生した場合、国、地方公共団体等の各防災関係機関が被害の全容の把握を待つことなく直ちに行動を開始し、災害応急対策活動を円滑かつ迅速に実施することにより、被害を最小化することが何よりも重要である。

○このため、国は、南海トラフ巨大地震を想定し、これに対処するための災害応急対策活動に当たる部隊の活動規模、緊急輸送ルート、防災拠点等を具体的に定める計画(以下「具体計画」という。)をあらかじめ作成し、これに基づき、国と地方公共団体等が一体的に確かな災害応急対策を実施するものとする。この具体計画は、実際の災害が事前の被害想定と異なる場合にも応用可能な柔軟性を持った計画とするものとする。

第4節 救助・救急対策、緊急輸送のための交通の確保

○国は、発災直後に直ちに活動を開始できるよう、それぞれの応援部隊について、被害想定に基づく派遣規模その他の部隊の活動に関する事項を具体計画に定めておくものとする。

○また、国は、あらかじめ、全国からの救助・救急等に当たる部隊を被災地域に迅速に展開することを目的とする緊急輸送ルートを設定し、具体計画に定めるとともに、緊急輸送ルートを確認するための道路、港湾、航路、空港等の総合的な啓開や緊急排水に関する具体的な行動計画を定めておくものとする。

第6節 膨大な傷病者等への医療活動

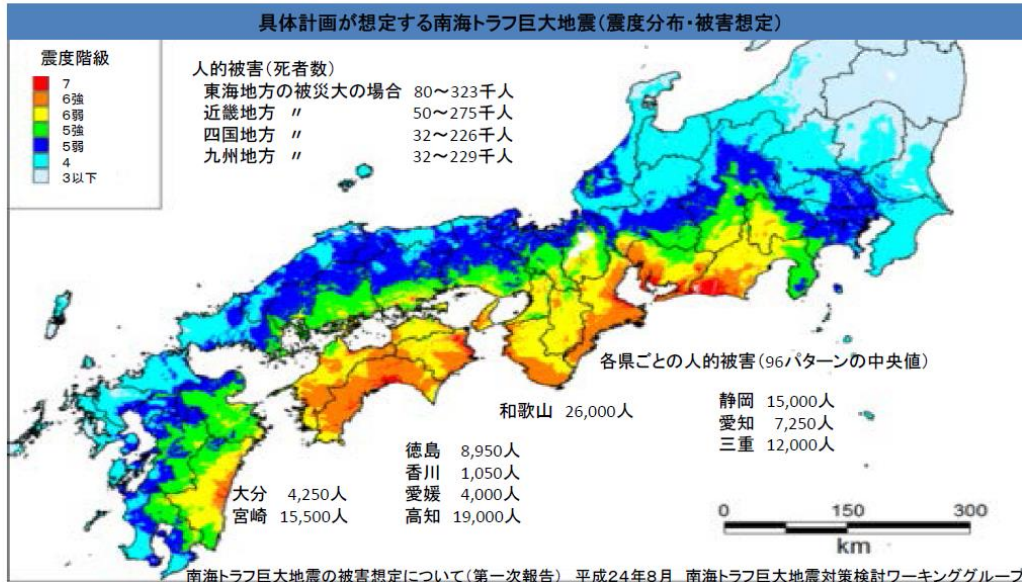
○国は、発災後直ちに活動を開始できるよう、被害想定に基づき、緊急時の医療活動に関する計画を具体計画に定めておくものとする。

第7節 物資の絶対的な不足への対応

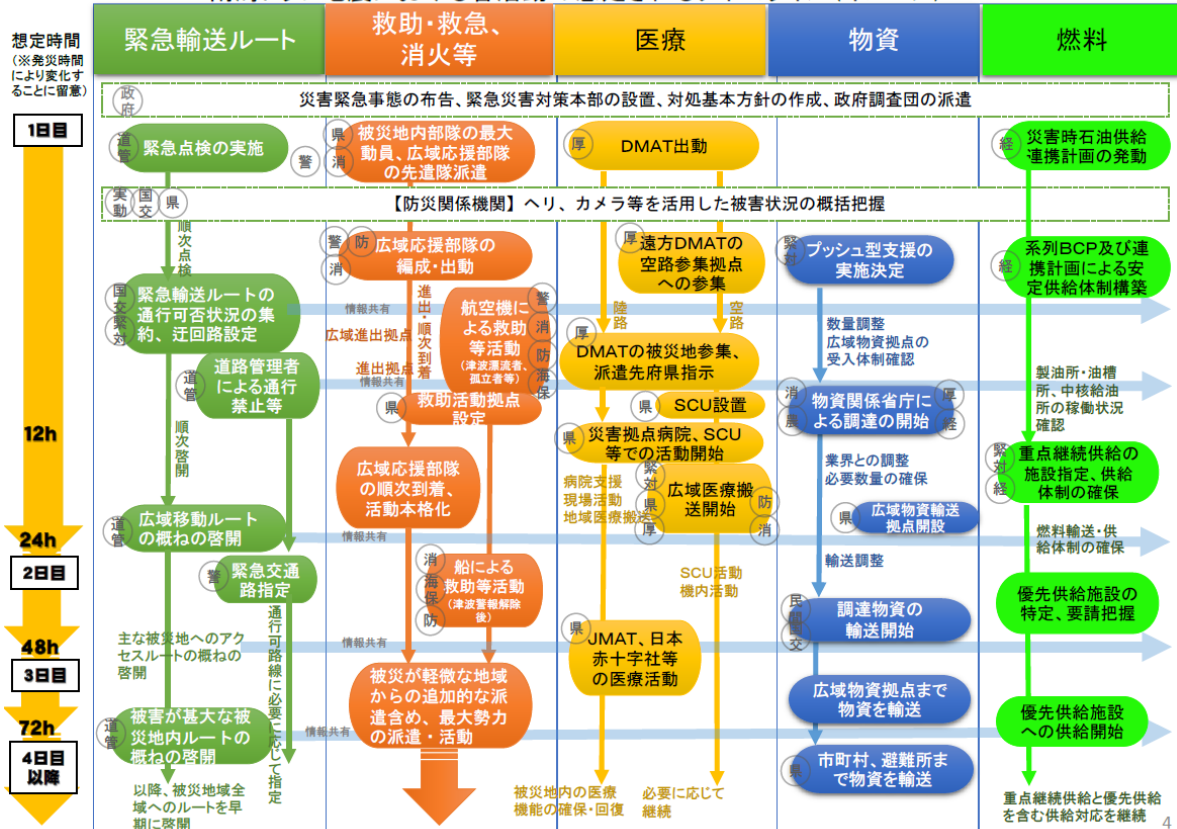
○国は、発災後直ちに物資の調達・供給が行えるよう、国及び地方公共団体による救援物資の調達・供給に関する体制の構築とルール明確化を図るとともに、被害想定に基づき、飲料水、食料、生活必需品等の物資について、調達主体、調達量、供給先広域物資拠点等を具体計画に定めておくものとする。

具体計画の目的

- (1) 発災後、国、地方公共団体等の各防災関係機関が被害の全容の把握を待つことなく具体計画に基づく災害応急対策活動を直ちに開始し、応急対策活動を円滑かつ迅速に実施すること
- (2) 被害が特に甚大と見込まれる地域に対して、我が国が保有する人的・物的資源を重点的かつ迅速に投入すること



南海トラフ地震における各活動の想定されるタイムライン(イメージ)

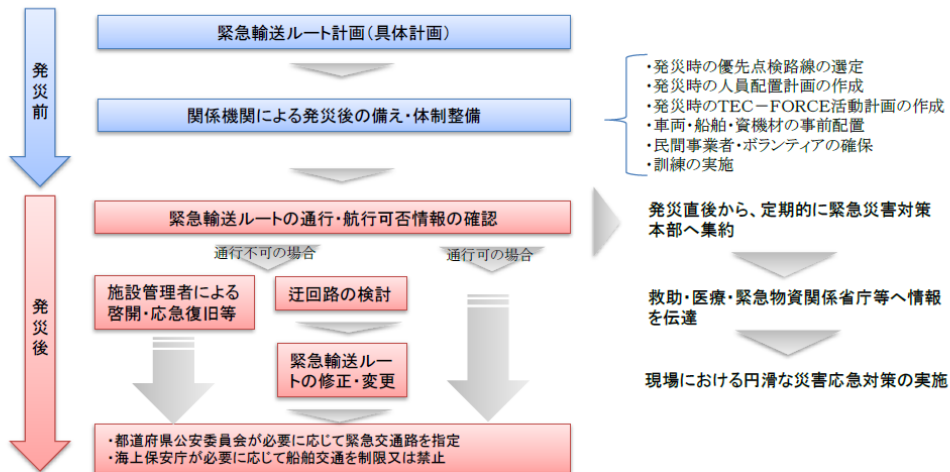


南海トラフ地震における緊急輸送ルート計画の概要

趣旨・概要

○緊急輸送ルート計画は、被害が甚大な被災地域へ到達するためのアクセス確保が全ての災害応急対策活動の基礎であることに鑑み、発災直後から全国からの人員・物資・燃料の輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、**あらかじめ、通行を確保すべき道路を定めるもの。**
 ○これにより、発災後、緊急輸送ルートの通行を最優先に確保するため、**通行可否情報の共有、必要に応じた啓開活動・応急復旧、都道府県警察による交通規制（緊急交通路の指定等）のオペレーションを一体的かつ効率的に実施**

【緊急輸送ルート計画と発災後の対応のフロー】



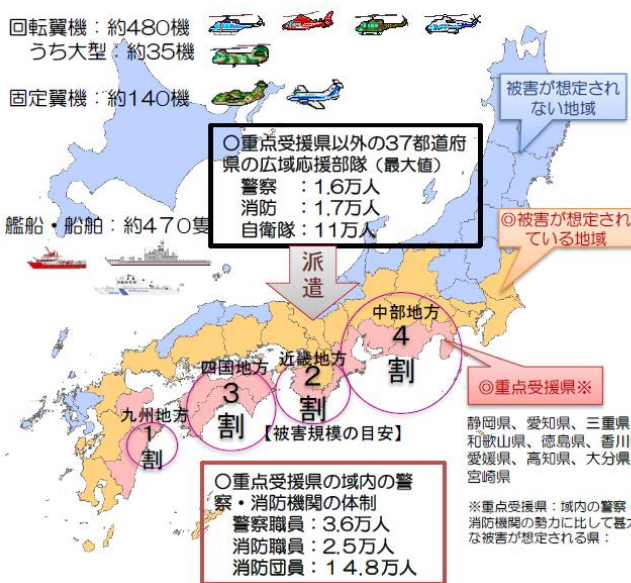
5

南海トラフ地震における救助・消火活動等に関する計画の概要

趣旨・概要

○南海トラフ地震による甚大な被害に対して、**発災直後から、被災府県内の警察・消防は最大限の動員にするとともに、被害が甚大な地域に対して、全国から最大勢力の警察災害派遣隊、緊急消防援助隊及び自衛隊の災害派遣部隊（以下「広域応援部隊」という。）を可能な限り早く的確に投入するための初動期における派遣方針と具体的な手順等を定めるもの。**

【広域応援部隊の派遣・進出・活動手順のポイント】



- 被害想定、情報収集を踏まえ、地域ごとの被害規模に応じて派遣先・規模を調整
- 広域進出拠点（一次的な進出目標）、進出拠点（重点受援県への進出目標）に速やかに進出
 - ※北海道、沖縄県からは、あらかじめ想定する区間の民間フェリーにて本州に迅速に移動
- 被災地内での救助・消火活動
 - ・陸路での交通途絶を想定し、空・海からの救助活動を行えるよう、ヘリポート（空路）、港湾・砂浜（海路）をあらかじめ明確化
 - ・部隊間の円滑な調整の仕組み（各本部レベルでの活動調整会議、現場での合同調整所等）を明確化



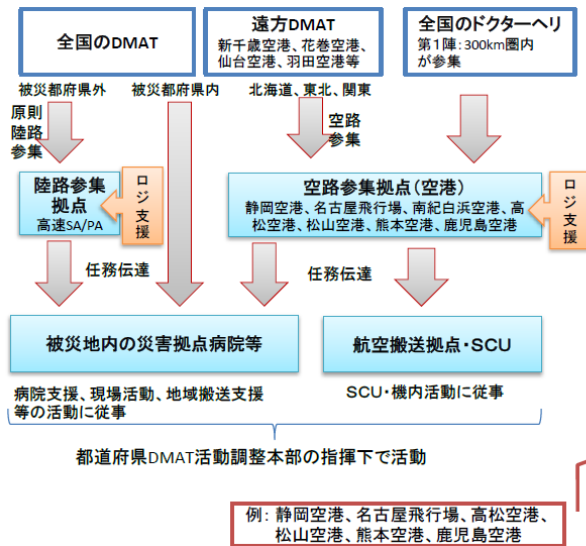
6

南海トラフ地震における医療活動に関する計画の概要

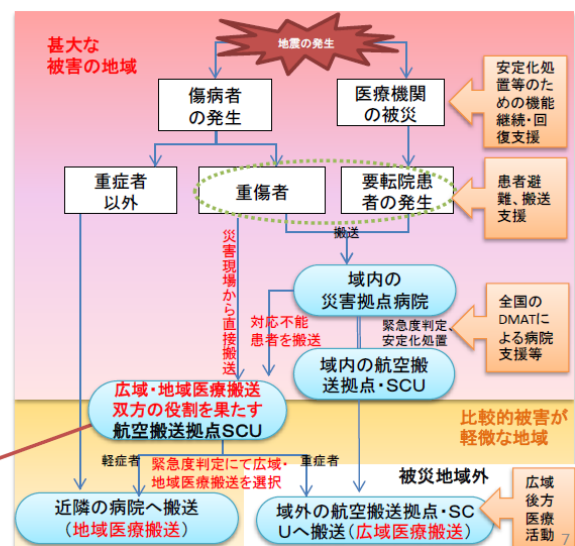
趣旨・概要

○南海トラフ地震では、建物倒壊等による**多数の負傷者**と医療機関の被災に伴う**多数の要転院患者**の発生により、医療ニーズが急激に増大し、被災地内の医療資源のみでは**対応できない状況**。
 ○このため、DMAT等を全国から迅速に参集させ、被災地内において**安定化処置などの最低限な対応が可能**な体制の確保を図るとともに、被災地内で**対応が困難な重症患者を域外へ搬送し、治療する体制を早期に構築**。

【DMATの参集に関する手順】



【重症患者の医療搬送等の流れ】



南海トラフ地震における物資調達に関する計画の概要

趣旨・概要

○南海トラフ地震では、被災地方公共団体及び家庭等で**備蓄している物資が数日で枯渇**する一方、発災当初は、被災地方公共団体において**正確な情報把握に時間を要すること**、民間供給能力が低下すること等から、被災地方公共団体のみでは、**必要な物資量を迅速に調達することは困難**。
 ○このため、国は、被災府県からの**具体的な要請を待たないで**、必要不可欠と見込まれる物資を調達し、**プッシュ型支援で被災地に緊急輸送**。(できる限り早期にプル型(要請対応型)へ切替)

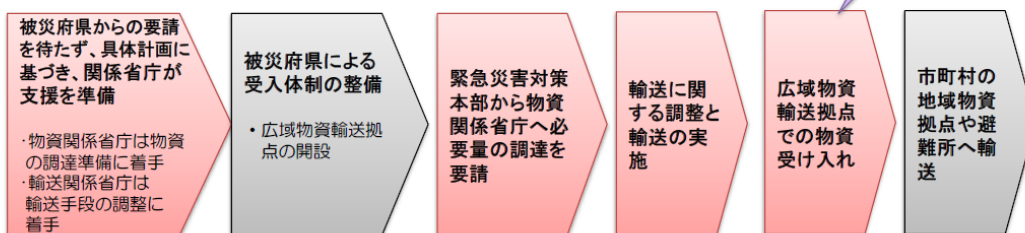
◎物資調達の考え方



- 品目毎の調達先と調整担当省庁
- 飲料水: 応急給水【厚労省】
 - 食料、育児用調製粉乳: 民間調達【農水省】
 - 毛布: 地方公共団体備蓄の融通【消防庁】
 - 簡易トイレ・携帯トイレ: 民間調達【経産省】+地方公共団体備蓄の融通【消防庁】
 - おむつ(大人・乳幼児): 民間調達【厚労省】

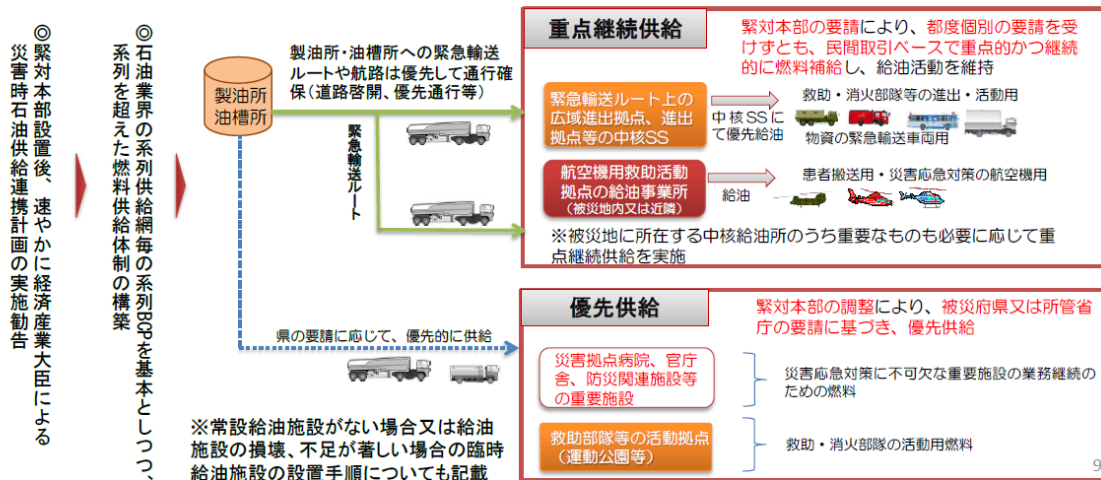
○プッシュ型支援先:
 備蓄では食料等が不足すると見込まれる府県
 ○広域物資輸送拠点(77カ所)(選定基準)
 ・新耐震基準を満たすこと
 ・屋根があること
 ・フォークリフト使用可能
 ・大型トラックの進入、荷役作業のスペース等

◎プッシュ型支援準備の流れ



趣旨・概要

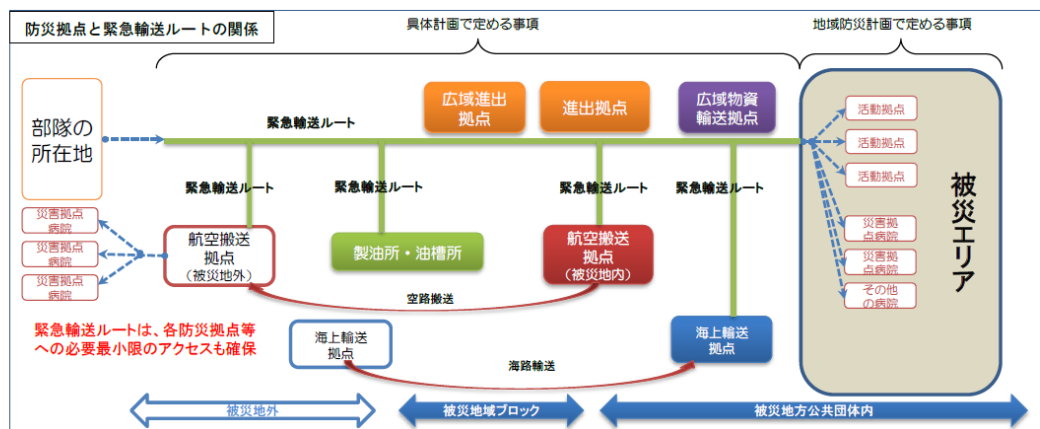
- 南海トラフ地震により、太平洋沿岸部の多くの製油所・油槽所等が被災する状況にあっても、災害応急対策活動に必要な燃料を確実に確保し迅速かつ円滑に供給する必要
- このため、石油業界の系列供給網毎の系列BCPを基本としつつ、石油備蓄法に定める『災害時石油供給連携計画』に基づく系列を超えた相互協力を行う供給体制を構築。
- 緊急輸送ルートとして計画されている製油所・油槽所へのアクセス道路、航路の優先的な啓開等により燃料輸送網を速やかに確保し、①進出拠点や航空機用救助活動拠点等に対する重点継続供給、②緊对本部の調整による重要施設、救助活動拠点等への円滑な優先供給を実現



南海トラフ地震における防災拠点の概要

防災拠点の分類

- 広域進出拠点**：災害発生直後、直ちに広域応援部隊が被災地方面に向かって移動する際の一時的な目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設定するもの
 - 進出拠点**：広域応援部隊が応援を受ける都道府県に向かって移動する際の目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設定するもの
 - 救助活動拠点**：各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点として、都道府県及び市町村があらかじめ想定し、発災後には速やかに確保すべきもの
 - 広域物資輸送拠点**：国が調整して調達する物資を都道府県が受け入れ、これを各市町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて送り出すための拠点であって、都道府県が設置するもの
 - 航空搬送拠点**：広域医療搬送を行う大型回転翼機又は固定翼機が離発着可能な拠点であり、SCUが設置可能なもの
 - 海上輸送拠点**：人員、物資、燃料、資機材等を海上輸送するために想定する港湾であって、耐震性及び機能性が高いもの
- 以上のうち、救助、医療、物資の機能を全て有する拠点のうち主要なものを「大規模な広域防災拠点」として明確化



出所) 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画 (概要版) (平成27年3月30日、中央防災会議幹事会)

<http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/>